

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程

一般社団法人環境パートナーシップ会議  
令和元年5月16日制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））（以下「補助金」という。）を財源として利子の軽減を目的とする給付金（以下「利子補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第25号。以下「施行令」という。）その他の法令（以下「法令」という。）並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付要綱（平成31年4月1日付け環政経発第19040113号。以下「交付要綱」という。）及び環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG促進利子補給事業）実施要領（平成31年4月1日付け環政経発第19040114号。以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下「EPC」という。）が行う利子補給金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図り、交付要綱第3条の交付の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象となる融資）

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす融資とし、EPCは、当該融資の開始の日から3年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間であって第5条に定める単位期間に生じる利子のうち、同条に定める算式に基づいて算定した額を上限として、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において利子補給金を交付する。

（1）次に掲げる要件の全てを満たす融資（以下「新規融資」という。）。

ア 別紙に定める地域循環共生圏の創出に資するESG融資であること。

イ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が10億円であるもの（ただし、一の指定金融機関について当該年度に利子補給金の交付の対象となる融資額の合計が20億円を超えないものとする。）。

ウ 当該融資を行う金融機関（ただし、交付要綱に定める指定金融機関に限る。）が次のいずれかに適合すること。

（i）自らが行うESG融資に係る目標の設定等を行い、組織方針として明確化すること（以下「ESG融資目標設定型」という。）。

（ii）他の金融機関やエコアクション21地域事務局等と組織的に協働して、融資先企業の二酸化炭素排出削減に係る野心的な目標設定及び当該目標達成に向けた計画の策定を支援すること（以下「CO2削減目標設定支援型」という。）。

なお、野心的な目標とは、中長期的視点に立った目標であって、SBT、RE100等に準ずるものであり、地域の企業における二酸化炭素排出削減の取組のモデルとして認められるものをいう。

エ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量（前号の目標の単位と整合するもの）を算定していること。ただし、再生可能エネルギー発電事業に対する融資等、一の事業者における二酸化炭素排出量を基準として当該融資対象事業の二酸化炭素排出削減効果を評価することが困難な場合はこの限りでない。

オ 原則として、2020年（令和2年）1月31日までに、融資の開始の日が設定されていること。

カ 貸付の形式は、証書貸付であること。

キ 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

ク 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

ケ 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。

コ 原則として地域ESG融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

サ 交付申請書の提出日以降、2020年（令和2年）9月30日までの間に工事を開始するもの。

シ 2021年（令和3年）9月30日までに工事を完了するもの。

（利子補給金の交付の申請者）

第4条 利子補給金の交付を申請できる者は、交付要綱第2条第一号に掲げる金融機関のうち、その申請に基づき、EPCが指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。

2 EPCは、指定金融機関の採択後速やかに、当該指定金融機関との間で利子補給金の交付に関する事務について協定書（様式第1-1又は様式第1-2）を締結するものとする。

3 ESG融資目標設定型で採択された指定金融機関は、採択後速やかに地域ESG融資促進利子補給事業に係るESG融資目標（様式第2）及びESG融資の目標達成の推進についての表明書（様式第3）をEPCに提出するとともに、自社のホームページ等においてESG融資目標を公表するものとする。

4 EPCは前項の書類を受領した後、速やかにEPCのホームページで公表するものとする。

（利子補給金の交付額の算定方法）

第5条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、大臣からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

C 新規融資：1.0%

単位期間 3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間。  
ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

（交付申請）

第6条 指定金融機関は、利子補給金の交付を受けようとする融資について、EPCが定める期日までに、交付申請書（様式第4）をEPCに提出しなければならない。なお、第7条第1項の審査において交付決定を行うことが適当と認められた申請案件に係る利子補給金の合計額が予定の額を下回る場合は、交付申請受付の期日を再度定めることができる。

2 指定金融機関は、前項のESG融資目標設定型の交付申請書の提出に当たっては、次の各号に

掲げる書類を添付しなければならない（ただし、再生可能エネルギー発電事業に対する融資等、一の事業者における二酸化炭素排出量を基準として当該融資対象事業の二酸化炭素排出削減効果を評価することが困難な場合は（４）に掲げる書類を省略することができる。）。

- （１）設備投資事業計画書（様式第４別紙１）
- （２）利子補給金交付請求予定一覧表（様式第４別紙２）
- （３）二酸化炭素排出抑制計画表（様式第４別紙３）
- （４）融資先事業者に係る前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- （５）融資先事業者の会社概要
- （６）前号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

３ 指定金融機関は、同条第１項のCO2削減目標設定支援型の交付申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （１）設備投資事業計画書（様式第４別紙１）
- （２）利子補給金交付請求予定一覧表（様式第４別紙２）
- （３）二酸化炭素削減に係る目標設定及び当該目標達成に向けた計画策定の支援結果報告書（様式第４別紙４）
- （４）前号の支援を受けて融資先事業者が設定した二酸化炭素排出量削減目標及び計画（様式第４別紙５）
- （５）融資先事業者に係る前年度の二酸化炭素排出量を示す書類（前号の目標の単位と整合するもの）
- （６）融資先事業者の会社概要
- （７）前号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

（交付決定等）

第７条 EPCは、前条第１項の交付申請書の提出があったときは、必要に応じ指定金融機関に対するヒアリング、追加資料の請求及び確認等を行って当該申請の内容を審査し、利子補給金を交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第５）により指定金融機関に通知するものとする。

- ２ EPCは、前項の審査において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定において当該申請に係る事項に修正を加え、又は交付の決定に条件を付することができる。
- ３ EPCは、利子補給金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第６）により指定金融機関に通知するものとする。
- ４ EPCは、前条第１項の審査において交付決定を行うことが適当と認められた申請案件に係る利子補給金の合計額が予定の額を超えると見込まれる場合は、EPCは交付申請の期日前に申請受付を終了することができるものとする。
- ５ 指定金融機関は、同条第１項の交付の決定の通知を受領した後遅滞なく当該交付対象融資に係る金銭消費貸借契約書の写し及び誓約の内容を明らかにした書類等の写しをEPCに提出すること。なお、金銭消費貸借契約日は交付申請日から原則３ヶ月以内であること。

（交付申請の取下げ）

第８条 指定金融機関は、前条第１項の利子補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をEPCに提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第９条 指定金融機関は、３月10日までの単位期間が満了したときは、速やかに交付対象融資の実施状況に係る実績報告書（様式第７）及び利子補給金額一覧表（様式第７別紙１）を添えてEPCに提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 EPCは、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、適正に交付対象融資が実施されていると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

2 EPCは、前項の額について、利子補給金額確定通知書(様式第8)に利子補給金確定額一覧表(様式第8別紙1)を添えて、指定金融機関に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 指定金融機関は、前条第2項の利子補給金の額の確定の通知を受けたときは、交付請求書(様式第9)に利子補給金交付請求額一覧表(様式第9別紙1)及び利子補給金振込先(様式第9別紙2)を添えて、EPCに提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず概算払を受けようとする場合は、指定金融機関は、2019年(令和元年)9月10日までの単位期間にあっては同年8月9日、2020年(令和2年)3月10日までの単位期間にあっては同年2月7日までに概算払請求書(様式第10)に利子補給金概算払請求額一覧表(様式第10別紙1)及び利子補給金振込先(様式第10別紙2)を添えて、EPCに提出しなければならない。

(払込み)

第12条 EPCは、前条の交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとにEPCが設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 EPCは、必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、原則として各単位期間の満了の日に指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

3 同条第1項及び前項の利子補給金は、原則として、指定金融機関に対し直接振込により払い込むものとする。

4 指定金融機関は、EPCから交付を受けた利子補給金については、交付対象融資の利子に充当しなければならない。

(融資条件等の変更)

第13条 指定金融機関は、第7条第1項の規定に基づく交付の決定の通知を受けた融資について、償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ融資条件等変更承認申請書(様式第11)に事業計画変更書(様式第11別紙1)及び利子補給金請求予定変更一覧表(様式第11別紙2)を添えてEPCに提出し、その承認を得なければならない。

(融資条件等の変更審査)

第14条 EPCは、前条の融資条件等変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請の内容の審査を行うものとする。

2 EPCは、前項の審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について十分に検討するものとする。

- (1) 融資条件等変更事由の妥当性
- (2) 変更後の資金使途の妥当性
- (3) 変更後の事業計画の妥当性
- (4) 変更後の融資条件等の妥当性

(融資条件等の変更承諾等)

第15条 EPCは、融資条件等の変更の承認をしたときは、融資条件等変更承認通知書(様式第12)により、指定金融機関に通知するものとする。この場合において、EPCは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができるものとする。

2 EPCは、融資条件等の変更を承認しないときは、融資条件等変更不承認通知書（様式第13）により指定金融機関に通知するものとする。

（事業状況の報告）

第16条 第6条第1項のESG融資目標設定型の交付申請に係る利子補給金の交付を受けた指定金融機関は、利子補給期間における各年度の交付対象融資の実施状況及び利子に対する利子補給金の充当状況について、第7条第1項の交付決定通知書に定める各年度の期日までに、事業状況報告書（様式第14）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体（利子補給金の交付を行う者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。なお、融資先事業者又は指定金融機関が自ら設定した目標を達成できなかった場合、以下に加えてその事由を書面で提出しなければならない。

- (1) ESG 融資に係る状況報告書（様式第 14 別紙 1 - 1）
- (2) 二酸化炭素排出抑制状況表（様式第 14 別紙 1 - 2。ただし、工事を完了していない場合は提出を不要とする。）
- (3) 利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表（様式第 14 別紙 3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、EPC が必要と認める書類

2 第6条第1項のCO2削減目標設定支援型の交付申請に係る利子補給金の交付を受けた指定金融機関は、利子補給期間における各年度の交付対象融資の実施状況及び利子に対する利子補給金の充当状況について、第7条第1項の交付決定通知書に定める各年度の期日までに、事業状況報告書（様式第14）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体（利子補給金の交付を行う者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。なお、融資先事業者又は指定金融機関が自ら設定した目標を達成できなかった場合、以下に加えてその事由を書面で提出しなければならない。

- (1) 二酸化炭素削減に係る状況報告書（様式第 14 別紙 2）
- (2) 利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表（様式第 14 別紙 3）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、EPC が必要と認める書類

（事業効果の報告）

第17条 第6条第1項のESG融資目標設定型の交付申請に係る利子補給金の交付を受けた指定金融機関は、利子補給期間における最後の利子補給金の支払いを受けたときは、利子補給期間が終了した日までの交付対象融資の実施結果及び利子に対する利子補給金の充当結果について、速やかに、事業効果報告書（様式第15）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体に提出しなければならない。なお、融資先事業者又は指定金融機関が自ら設定した目標を達成できなかった場合、以下に加えてその事由を書面で提出しなければならない。

- (1) ESG 融資に係る結果報告書（様式第 15 別紙 1 - 1）
- (2) 二酸化炭素排出抑制結果表（様式第 15 別紙 1 - 2）
- (3) 利子補給金交付充当実績一覧表（様式第 15 別紙 3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、EPC が必要と認める書類

2 第6条第1項のCO2削減目標設定支援型の交付申請に係る利子補給金の交付を受けた指定金融機関は、利子補給期間における最後の利子補給金の支払いを受けたときは、利子補給期間が終了した日までの交付対象融資の実施結果及び利子に対する利子補給金の充当結果について、速やかに、事業効果報告書（様式第15）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体に提出しなければならない。なお、融資先事業者又は指定金融機関が自ら設定した目標を達成できなかった場合、以下に加えてその事由を書面で提出しなければならない。

- (1) 二酸化炭素削減に係る結果報告書（様式第 15 別紙 2）
- (2) 利子補給金交付充当実績一覧表（様式第 15 別紙 3）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、EPC が必要と認める書類

3 EPCは、2019年度（令和元年度）中に、指定金融機関から継続融資に係る前項の事業効果報告書の提出があったときは、当該申請の内容の審査を行い、設備投資が当該融資の当初の事業目的と合致していることを認めるときは、事業効果報告書の承認通知書（様式第16）をもって指定金融機関に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 EPCは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。ただし、（4）の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- （1）指定金融機関が、法令、交付要綱、実施要領、この規程（以下「法令等」という。）又は法令等に基づくEPCの処分若しくは指示に従わない場合。
  - （2）指定金融機関が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
  - （3）指定金融機関が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - （4）天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合（指定金融機関の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 EPCは、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第17）により指定金融機関に通知するものとする。
- 3 EPCは、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第18）により指定金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の返還）

第19条 EPCは、前条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、指定金融機関に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第19）により返還を命ずるものとする。

- 2 EPCは、前項の返還を命ずるときは、前条第1項（4）に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、指定金融機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をEPCに納付しなければならない。

（利子補給金の経理等）

第20条 指定金融機関は、EPCから交付された利子補給金の経理について、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

- 2 指定金融機関は、区分した経理について帳簿を備えて利子補給金の経理を記録し、当該帳簿、EPCから受領した書類、融資先事業者から受領した書類その他の関係書類を利子補給期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

（調査等）

第21条 EPCは、利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

- 2 指定金融機関は、EPCが行う調査等に協力しなければならない。

（その他必要な事項）

第22条 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、EPCが別にこれを

定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年5月16日から施行する。

(別紙)

利子補給の対象となる地域循環共生圏の創出に資するESG融資とは、環境、社会、コーポレートガバナンスの要素を考慮して行い、環境・社会へのインパクトをもたらす事業に対して行う融資であって、地域循環共生圏の創出に係る計画、その他地方公共団体が策定する条例、計画等に位置づけられる融資等をいう。

具体的には、地方公共団体が地域循環共生圏の創出に向けて作成する計画のほか、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や、温暖化対策、地域活性化等を目的とする条例等と整合する再エネ・省エネ設備投資について行う融資を指す。



## 交付規程様式一覧（ESG融資）

(様式第1-1)	協定書（ESG融資目標設定型）
(様式第1-2)	協定書（CO2削減目標設定支援型）
(様式第2)	地域ESG融資促進利子補給事業に係るESG融資目標
(様式第3)	ESG融資の目標達成の推進についての表明書
(様式第4)	地域ESG融資促進利子補給金交付申請書
(様式第4別紙1)	設備投資事業計画書
(様式第4別紙2)	利子補給金交付請求予定一覧表
(様式第4別紙3)	二酸化炭素排出抑制計画表
(様式第4別紙4)	二酸化炭素削減に係る目標設定及び当該目標達成に向けた 計画策定の支援結果報告書
(様式第4別紙5)	二酸化炭素排出量削減目標及び計画
(様式第5)	地域ESG融資促進利子補給金交付決定通知書
(様式第6)	地域ESG融資促進利子補給金不交付決定通知書
(様式第7)	地域ESG融資促進利子補給金実績報告書
(様式第7別紙1)	利子補給金額一覧表
(様式第8)	地域ESG融資促進利子補給金額確定通知書
(様式第8別紙1)	利子補給金確定額一覧表
(様式第9)	地域ESG融資促進利子補給金交付請求書
(様式第9別紙1)	利子補給金交付請求額一覧表
(様式第9別紙2)	利子補給金振込先
(様式第10)	地域ESG融資促進利子補給金概算払請求書
(様式第10別紙1)	利子補給金概算払請求額一覧表
(様式第10別紙2)	利子補給金振込先
(様式第11)	地域ESG融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書
(様式第11別紙1)	事業計画変更書
(様式第11別紙2)	利子補給金請求予定変更一覧表
(様式第12)	地域ESG融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書
(様式第13)	地域ESG融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書
(様式第14)	地域ESG融資促進利子補給事業に係る事業状況報告書
(様式第14別紙1-1)	ESG融資に係る状況報告書
(様式第14別紙1-2)	二酸化炭素排出抑制状況表
(様式第14別紙2)	二酸化炭素削減に係る状況報告書
(様式第14別紙3)	利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表
(様式第15)	地域ESG融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書
(様式第15別紙1-1)	ESG融資に係る結果報告書
(様式第15別紙1-2)	二酸化炭素排出抑制結果表
(様式第15別紙2)	二酸化炭素削減に係る結果報告書
(様式第15別紙3)	利子補給金交付充当実績一覧表
(様式第16)	地域ESG融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書
(様式第17)	地域ESG融資促進利子補給金交付決定取消通知書
(様式第18)	地域ESG融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書
(様式第19)	地域ESG融資促進利子補給金返還命令書

(様式第1-1)

## 協 定 書 (ESG融資目標設定型)

一般社団法人 環境パートナーシップ会議 (以下「甲」という。) と〇〇 (指定金融機関名) (以下「乙」という。) は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (地域ESG融資促進利子補給事業)) 交付規程 (令和元年5月16日付け。以下「交付規程」という。) に基づく利子補給金の交付事業に関する事務について、次のとおり協定する。

(交付の対象)

第1条 甲が利子補給金を交付する乙の融資 (以下「交付対象融資」という。) は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす融資 (以下「新規融資」という。)

ア 別紙に定める地域循環共生圏の創出に資するESG融資であること。

イ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が10億円であるもの (ただし、一の指定金融機関について当該年度に利子補給金の交付の対象となる融資額の合計が20億円を超えないものとする。)

ウ 自らが行うESG融資に係る目標の設定等を行い、組織方針として明確化すること。

エ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定していること。ただし、再生可能エネルギー発電事業に対する融資等、一の事業者における二酸化炭素排出量を基準として当該融資対象事業の二酸化炭素排出削減効果を評価することが困難な場合はこの限りでない。

オ 原則として、2020年 (令和2年) 1月31日までに、融資の開始の日が設定されていること。

カ 貸付の形式は、証書貸付であること。

キ 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

ク 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

ケ 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。

コ 原則として地域ESG融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

サ 交付申請書の提出日以降、2020年 (令和2年) 9月30日までの間に工事を開始するもの。

シ 2021年（令和3年）9月30日までに工事を完了するもの。

（振込み）

第2条 甲は、交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに甲が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、乙に対して利子補給金を払い込むものとする。ただし、甲が必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、甲は、原則として各単位期間の満了の日に乙に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 前項の概算払については、乙は、2019年（令和元年）9月10日までの単位期間にあっては同年8月9日、2020年（令和2年）3月10日までの単位期間にあっては同年2月7日までに概算払請求書に利子補給金概算払請求額一覧表を添えて、甲に提出しなければならない。

（利子補給金の額）

第3条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、環境大臣からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
- B 当該単位期間における貸付残高の存する日数
- C 新規融資：1.0%

（交付決定の取消し等）

第4条 甲は、必要に応じ乙に事実の確認を行った上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、（4）の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- （1）乙が、法令、交付要綱、実施要領、交付規程（以下「法令等」という。）又は法令等に基づく甲の処分若しくは指示に従わない場合。
- （2）乙が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
- （3）乙が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- （4）天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合（乙の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 甲は、前項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第17）により乙に通知するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第18）により乙に通知するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定に基づき交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、乙に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第19）により返還を命ずるものとする。
- 5 甲は、前項の返還を命ずるときは、第1項（4）に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 前2項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、乙はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

（調査等）

- 第5条 甲は、利子補給金交付事業の適正な運営を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。
- 2 乙は、前項の規定により甲が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

（通知）

- 第6条 乙が融資先事業者に対して繰上償還の請求を行った場合には、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

（手続）

- 第7条 この協定による利子補給金交付に関する手続は、交付規程の定めるところにより、その内容を遵守する。

（協議）

- 第8条 この協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。

（協定書の所持）

- 第9条 この協定書は、2通作成し、甲乙各自1通を所持する。

年 月 日

住所  
甲 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号  
一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉

住所  
乙

(様式第1-2)

## 協 定 書 (CO2削減目標設定支援型)

一般社団法人 環境パートナーシップ会議 (以下「甲」という。) と〇〇 (指定金融機関名) (以下「乙」という。) は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (地域ESG融資促進利子補給事業)) 交付規程 (令和元年5月16日付け。以下「交付規程」という。) に基づく利子補給金の交付事業に関する事務について、次のとおり協定する。

(交付の対象)

第1条 甲が利子補給金を交付する乙の融資 (以下「交付対象融資」という。) は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす融資 (以下「新規融資」という。)

ア 別紙に定める地域循環共生圏の創出に資するESG融資であること。

イ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が10億円であるもの (ただし、一の指定金融機関について当該年度に利子補給金の交付の対象となる融資額の合計が20億円を超えないものとする。)

ウ 他の金融機関やエコアクション21地域事務局等と組織的に協働して、融資先企業の二酸化炭素排出削減に係る野心的な目標設定及び当該目標達成に向けた計画の策定を支援すること。

なお、野心的な目標とは、中長期的視点に立った目標であって、SBT、RE100等に準ずるものであり、地域の企業における二酸化炭素排出削減の取組のモデルとして認められるものをいう。

エ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定していること。ただし、再生可能エネルギー発電事業に対する融資等、一の事業者における二酸化炭素排出量を基準として当該融資対象事業の二酸化炭素排出削減効果を評価することが困難な場合はこの限りでない。

オ 原則として、2020年 (令和2年) 1月31日までに、融資の開始の日が設定されていること。

カ 貸付の形式は、証書貸付であること。

キ 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

ク 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

- ケ 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。
- コ 原則として地域ESG融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。
- サ 交付申請書の提出日以降、2020年（令和2年）9月30日までの間に工事を開始するもの。
- シ 2021年（令和3年）9月30日までに工事を完了するもの。

（振込み）

第2条 甲は、交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに甲が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、乙に対して利子補給金を払い込むものとする。ただし、甲が必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、甲は、原則として各単位期間の満了の日に乙に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 前項の概算払については、乙は、2019年（令和元年）9月10日までの単位期間にあっては同年8月9日、2020年（令和2年）3月10日までの単位期間にあっては同年2月7日までに概算払請求書に利子補給金概算払請求額一覧表を添えて、甲に提出しなければならない。

（利子補給金の額）

第3条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、環境大臣からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
- B 当該単位期間における貸付残高の存する日数
- C 新規融資：1.0%

（交付決定の取消し等）

第4条 甲は、必要に応じ乙に事実の確認を行った上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、（4）の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- （1）乙が、法令、交付要綱、実施要領、交付規程（以下「法令等」という。）又は法令等に基づく甲の処分若しくは指示に従わない場合。
- （2）乙が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
- （3）乙が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合（乙の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 甲は、前項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第17）により乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第18）により乙に通知するものとする。

4 甲は、第1項の規定に基づき交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、乙に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第19）により返還を命ずるものとする。

5 甲は、前項の返還を命ずるときは、第1項（4）に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 前2項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、乙はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

#### （調査等）

第5条 甲は、利子補給金交付事業の適正な運営を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

2 乙は、前項の規定により甲が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

#### （通知）

第6条 乙が融資先事業者に対して繰上償還の請求を行った場合には、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

#### （手続）

第7条 この協定による利子補給金交付に関する手続は、交付規程の定めるところにより、その内容を遵守する。

#### （協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。



(協定書の所持)

第9条 この協定書は、2通作成し、甲乙各自1通を所持する。

年 月 日

住所 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号  
甲 一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉

住所  
乙

(様式第2)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

### 地域ESG融資促進利子補給事業に係るESG融資目標

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第3条に規定するESG融資目標設定型指定金融機関に採択されましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第4条第3項の規定に基づき、ESG融資目標について下記のとおり提出します。

### 記

E S G 融 資 目 標	
目 標 達 成 に 向 け て の 具 体 的 な 施 策	

なお、本目標を別紙により一般社団法人環境パートナーシップ会議のホームページ等で公表することに同意します。

(様式第3)

年 月

### ESG融資の目標達成の推進についての表明書

株式会社 x x 銀行は、地域循環共生圏の創出に資するESG融資※の目標を設定し、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業）等）を活用し、それを推進することで、環境・社会に貢献し、持続可能な社会の実現に貢献することを表明します。

E S G 融 資 目 標	
---------------	--

※地域循環共生圏の創出に資するESG融資とは、環境、社会、コーポレートガバナンスの要素を考慮して行い、環境・社会へのインパクトをもたらす事業に対して行う融資であって、地域循環共生圏の創出に係る計画、その他地方公共団体が策定する条例、計画等に位置づけられる融資等をいう。

住所

名称 株式会社 x x 銀行

(様式第4)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所  
指定金融機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

地域ESG融資促進利子補給金交付申請書

標記利子補給金の交付を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1. 交付対象融資の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 本申請に係る利子補給期間の開始及び終了（予定）年月日  
(始期) 年 月 日  
(終期) 年 月 日
4. 交付対象融資の内容

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	様式第4別紙1のとおり

## 設備投資事業計画書

## 【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数(常用雇用者)	名

## 【融資の概要】

融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日 ( 年 ヲ月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 弁 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

## 【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設 備 等 の 種 類	
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 実 施 区 域	
事 業 の 規 模	
工 事 計 画 の 概 要 <sup>注1</sup>	
事 業 実 施 体 制	
総 事 業 費	
資 金 使 途 <sup>注2</sup>	
費 用 対 効 果 <sup>注3</sup>	
そ の 他	

(注1) 工事着工、完工及び稼働予定日等を記載すること。

(注2) 工事等の見積書等を別添すること。

(注3) エネルギー起源CO2排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を具体的に記載すること(別添可)。

(様式第4別紙2)

利子補給金交付請求予定一覧表

指定金融機関名： \_\_\_\_\_

融資先事業者名： ( )

融資の開始の日： 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 交付予定年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸 付 利 子 予 定 額	(E) 利子補給率	(F) $A \times B \times E \times / 365$ 利 子 補 給 金 予 定 額	D-F 融 資 先 事 業 者 利 子 支 払 予 定 額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
合 計							円		円	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(様式第4別紙3)

二酸化炭素排出抑制計画表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1		
		(採択年度) 年度	年度	年度

・始点(稼働日) : ○年○月○日

※1. 記入上の注意

「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>(平成29年2月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同エクセルファイルを添付すること。

(様式第4別紙4)

二酸化炭素削減に係る目標設定及び当該目標達成に向けた計画策定の支援結果報告書

1. 組織的かつ継続的な支援体制（地域連携体制）

--

2. 融資先事業者における二酸化炭素排出削減に係る野心的な目標設定の支援結果

--

3. 当該目標達成に向けた計画策定の支援結果

--

(注) 組織的に協働して融資先事業者を支援した際の概要等があれば添付すること。



(様式第4別紙5)

【二酸化炭素排出量削減目標及び計画】

	基準年 〇〇年度	報告年 〇〇年度 (計画)	報告年 〇〇年度 (計画)	報告年 〇〇年度 (計画)
(1)CO2 排出量 (t-CO2)				
(2)原単位算出分母				
(3)CO2 排出原単位 (1)÷(2)				
(4)CO2 排出量削減率				
(5)CO2 排出原単位 改善率				
CO2 排出係数	固定 / 変動			
原単位算出分母の種類	生産量 / 売上高 / 延床面積 / その他 ( )			
原単位算出分母の単位	万 t / 百万円 / m <sup>2</sup> / その他 ( )			
基準年となる CO2 算定期間	年 月 ~ 年 月			
CO2 削減目標の単位	事業者単位 / 事業所単位			
その他 (具体策、中長期目標等)				

原単位の記載は任意とする(ただし、(5)を記載する際は原単位に係る全ての欄を記載すること。)。なお、二酸化炭素排出量削減計画(原則として上記項目を含むもの)が明示できれば、本様式の変更は妨げない。

(様式第5)

第 年 月 日 号

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって提出のあった交付申請書については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第7条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の条件で交付することに決定したので通知します。

記

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約予定日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約金額	金 円
利子補給率	年 %
利子補給金額	金 円
利子補給期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
事業状況報告書の提出日	利子補給期間中は毎年5月末日までに提出

[条件]

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程に定める事項を遵守すること。

(様式第6)

第 号

年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって提出のあった交付申請書については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第7条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、交付は行わないことに決定したので、同条第3項の規定に基づき、通知します。

記

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約金額	金 円

[不交付理由]

(様式第7)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

### 地域ESG融資促進利子補給金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった標記利子補給金に係る実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 交付対象融資の内容及び効果

(1) 内容

(2) 効果

#### 2. 交付対象融資の内容

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約金額	金 円
貸付残高 <sup>注1</sup>	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(注1) 3月10日の償還後の残高を記載すること。

(様式第7別紙1)

利 子 補 給 金 額 一 覧 表

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :  
利子補給金交付予定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

回 数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利 子 補 給 金 対 象 額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
合 計							円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(注4) 融資先事業者名が重複する場合は、判別のため地名・設備名称等を追記する。(略称でも可。)

(様式第8)

年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給金額確定通知書

年 月 日付けをもって提出のあった実績報告書について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第10条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給金の額を確定したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

確 定 額 金 円

(様式第8別紙1)

利子補給金確定額一覧表

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :

利子補給金交付予定日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 確 定 額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成する。

(注4) 融資先事業者名が重複する場合は、判別のため地名・設備名称等を追記する。(略称でも可。)

(様式第9)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

地域ESG融資促進利子補給金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記利子補給金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額 金 円
2. 目標設定の種別
3. 融資先事業者名
4. 事業の名称



(様式第9別紙1)

利子補給金交付請求額一覧表

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :

利子補給金交付予定日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(注4) 融資先事業者名が重複する場合は、判別のため地名・設備名称等を追記する。(略称でも可。)

(様式第9別紙2)

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :  
利子補給金交付予定日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【利子補給金振込先】

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふ り が な) 口 座 名 義	

(様式第10)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所  
指定金融機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

地域ESG融資促進利子補給金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額 金 円
2. 目標設定の種別
3. 融資先事業者名
4. 事業の名称

(様式第10別紙1)

利子補給金概算払請求額一覧表

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :

利子補給金交付予定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(注4) 融資先事業者名が重複する場合は、判別のため地名・設備名称等を追記する。(略称でも可。)

(様式第10別紙2)

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :

利子補給金交付予定日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【利子補給金振込先】

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな) 口 座 名 義	

(様式第11)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

地域ESG融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金に係る交付対象融資の融資条件等の変更について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

なお、融資条件等変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

目 標 設 定 の 種 別		
融 資 先 事 業 者 名		
事 業 の 名 称		
融 資 契 約 金 額	金 円	
融 資 契 約 日	年 月 日	
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日	
融 資 条 件 等 変 更 日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

[変更理由]

(様式第11別紙1)

## 事業計画変更書

### 【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数(常用雇用者)	名

### 【融資の概要】

融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日 ( 年 ヲ月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 弁 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

### 【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設 備 等 の 種 類	
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 実 施 区 域	
事 業 の 規 模	
工 事 計 画 の 概 要 <sup>注1</sup>	
事 業 実 施 体 制	
総 事 業 費	
資 金 使 途 <sup>注2</sup>	
費 用 対 効 果 <sup>注3</sup>	
そ の 他	

(注1) 工事着工、完工及び稼働予定日等を記載すること。

(注2) 工事等の見積書等を別添すること。

(注3) エネルギー起源CO2排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を設備毎に記載すること(別添も可)。

(様式第11別紙2)

利子補給金請求予定変更一覧表

指定金融機関名 \_\_\_\_\_ :

利子補給金交付予定日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。



(様式第12)

第 年 月 日 号

指定金融機関名  
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書

年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第16条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第15条第1項の規定に基づき、通知します。

記

目 標 設 定 の 種 別	
融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

(様式第13)

第 号

年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書

年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第16条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の理由により不承認としましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第15条第2項の規定に基づき、通知します。

記

目 標 設 定 の 種 別	
融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	年 月 日
[不承認理由]	

(様式第14)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

地域ESG融資促進利子補給事業に係る事業状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））に係る交付対象融資の実施状況等について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約金額	金 円
交付対象事業の実施状況	

(様式第14別紙1-1)

ESG融資に係る状況報告書

【ESG融資目標及び実績】

ESG融資目標 (当初目標) (A)	ESG融資実績 (B) ※	達成率 (B/A)	
	(内環境に関するもの)		

※ 実績の記載に当たっては、目標の単位と整合する数値に加え、件数、額等の把握可能な数値を具体的に記載すること。

【ESG融資実績の評価及び今後の取組等】

--

(注) 融資先事業者から受領したヒアリング報告書等があれば添付すること。

(様式第14別紙1 - 2)

二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 状 況 表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1			
		(採択年度) 年度	年度	年度	年度
		当初 計画			
		実績			

・始点（稼働日）：○年○月○日

※1. 記入上の注意

前年度末までの実績を記入すること。温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度やエコアクション21における報告書を根拠とする場合は、当該書類の写しを添付すること。

それ以外の場合は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同ファイルを添付すること。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、EPCが環境省と別途協議して決定するものとする。

(様式第14別紙2)

二酸化炭素削減に係る状況報告書

【二酸化炭素削減計画及び実績】

二酸化炭素削減計画 (当初計画) (A)	二酸化炭素削減実績 (B)	達成率 (B/A)

(注) 交付申請時に実施予定とした項目について具体的に記載すること。なお、目標・計画の単位と整合し、同様の内容を明示できる場合は、エコアクション21における報告書等の写しをもって代えることができる。

【二酸化炭素削減実績の評価及び今後の支援等】

--

(注) 融資先事業者から受領したヒアリング報告書等があれば添付すること。また、他の事業者に対するCO2削減目標設定支援の実績や予定があれば併せて記載すること。

(様式第14別紙3)

利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表

指定金融機関名：\_\_\_\_\_

融資先事業者名：( )

融資の開始の日： 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 充当・請求 予定年月日	(A) 対象貸付金 残 高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸付利子 実績額・予定額	(E) 利子補給率	(F) $A \times B \times E / 365$ 利子補給金 実績額・予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 実績額・予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
					合 計		円		円	円
					内実績額		円		円	円
					内予定額		円		円	円

(注1) 円未満切捨てとする。

(様式第15)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所  
指定金融機関名  
代表者氏名

印

地域ESG融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった交付対象融資の利子補給金の受領が終了しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容

目 標 設 定 の 種 別	
融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	

2. フォローアップの結果

3. 二酸化炭素排出抑制結果



(様式第15別紙1-1)

ESG融資に係る結果報告書

【ESG融資目標及び実績】

ESG融資目標 (当初目標) (A)	ESG融資実績※ (B)	達成率 (B/A)
	(内環境に関するもの)	

※ 実績の記載に当たっては、目標の単位と整合する数値に加え、件数、額等の把握可能な数値を具体的に記載すること。

【ESG融資実績の評価及び今後の取組等】

--

(注) 融資先事業者から受領したヒアリング報告書等があれば添付すること。

(様式第15別紙1 - 2)

二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 結 果 表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1		
		(採択年度) 年度	年度	年度
		当初 計画		
		実績		

・集計期間（稼働日～利子補給金最終交付月（3月又は9月）の末日）：○年○月○日～○年○月末日

※1. 記入上の注意

実績について、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度やエコアクション21における報告書を根拠とする場合は、当該書類の写しを添付すること。

それ以外の場合は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（平成29年2月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同ファイルを添付すること。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、EPCが環境省と別途協議して決定するものとする。

(様式第15別紙2)

二酸化炭素削減に係る結果報告書

【二酸化炭素削減計画及び実績】

二酸化炭素削減計画 (当初計画) (A)	二酸化炭素削減実績 (B)	達成率 (B/A)

(注) 交付申請時に実施予定とした項目について具体的に記載すること。なお、目標・計画の単位と整合し、同様の内容を明示できる場合は、エコアクション21における報告書等の写しをもって代えることができる。

【二酸化炭素削減実績の評価及び今後の支援等】

--

(注) 融資先事業者から受領したヒアリング報告書等があれば添付すること。また、他の事業者に対するCO2削減目標設定支援の実績があれば併せて記載すること。

(様式第15別紙3)

利子補給金交付充当実績一覧表

指定金融機関名：\_\_\_\_\_

融資先事業者名：( )

融資の開始の日： 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 交付予定年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸 付 利 子 予 定 額	(E) 利子補給率	(F) $A \times B \times E \times / 365$ 利 子 補 給 金 予 定 額	D-F 融 資 先 事 業 者 利 子 支 払 予 定 額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
								合 計	円	円

(注1) 円未満切捨てとする。

(様式第16)

第 号  
年 月 日

指定金融機関名  
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書

年 月 日付けをもって提出のあった事業効果報告書について、その内容を審査した結果、地域循環共生圏の創出に資するESG融資が実施されていることが認められますので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約金額	金 円
資金使途	

(様式第17)

第 号  
年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって利子補給金の交付決定を通知した交付対象融資は、利子補給金の交付対象融資として不相当と認められるため、利子補給金の交付決定を取り消します。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第18条第2項の規定に基づき、通知します。

記

目標設定の種別	
融資先事業者名	
事業の名称	
融資契約日	年 月 日
融資期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融資契約金額	金 額 円
利子補給金 交付取消理由	

(様式第18)

第 号  
年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を通知した交付対象融資については、下記の変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第18条第3項の規定に基づき、通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
目 標 設 定 の 種 別		
融 資 先 事 業 者 名		
事 業 の 名 称		
交 付 決 定 日	年 月 日	
融 資 契 約 日	年 月 日	
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日	
融 資 契 約 金 額	金	円
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		
利 子 補 給 金 額		

[変更理由]

(様式第19)

第 年 月 日 号

指定金融機関名  
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議  
代表理事 廣野 良吉 印

地域ESG融資促進利子補給金返還命令書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付決定取消通知書（ 年 月 日付け 第 号）で取消しを通知した融資について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（地域ESG融資促進利子補給事業））交付規程第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の返還を命令します。

記

目 標 設 定 の 種 別	
融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
利 子 補 給 金 額	金 円
当 該 金 交 付 日	年 月 日
返 還 請 求 期 限	年 月 日
加 算 金 額	金 円
加 算 金 間 計 算 期	自： 年 月 日 至： 年 月 日（ 日間）
返 還 請 求 金 額	金 円
振 込 先 銀 行 名 支 店 名・預 金 の 種 別 口 座 番 号・口 座 名 義	